

身なり規程

令和4年度、生徒会による協議・連携等を通して、生徒指導規程「身なり規程」の改訂を進めています。
今年度内に、改訂したものをHPに掲載いたします。

(1) 頭 髪

①不自然な髪型は、指導の対象になります。

女子の「横髪たらし」（額にかかる前髪の両脇部分を下へ長く伸ばす髪型）は禁止する。

- ・髪かざり、リボン、パッチン止めを使用しないこと。
- ・ゴム、ピンの使用は許可する。色は黒、紺、茶とする。但し「飾り」としてのピン使用は認めない
- ・ピンで髪をとめる時は、眉を隠さないこと。
- ・体育の授業の時は危険なので、ピンをしないこと。
- ・前髪は目にかからないようにすること。

②〈男子〉耳に隠れない、後ろ髪を不自然に伸ばさないこと。

③〈女子〉髪が肩よりも伸びたら、結ぶようにすること。

髪を結ぶ場合は、耳より後ろで耳より下で結ぶようにすること。

④整髪料をつけることは禁止する。

⑤染色、脱色、エクステ、ウィッグは禁止する。

⑥パーマ、ストレートパーマ、アイロン等は禁止する。

(2) 顔

①眉毛を剃ったり、抜いたり、描いたりしないこと。

②化粧（アイプチなど）、マニキュア、アクセサリー類（ピアス、ブレスレットなど）をしないこと。

③耳に穴を開けたり、つついたりしないこと。

(3) 服 装

<男子>

①学生服・・・・・・標準学生服のみ許可する。襟カラーをつけます。また、学生服の下に着用するものは、派手な色でないもの（白、黒、紺、茶、灰色系統のもの）を着用すること。（規定のポロシャツの着用が望ましい）ただし、カッターシャツやハイネックなど襟が高くあがるものやフードつきものは着用しないこと。制服の袖や裾から、学生服の下に着用している服の一部がはみ出さないようにすること。

②ズボン・・・・・・タックのないものを着用すること。腰でズボンをはいたり（腰パン）しないこと。（体型に合わない場合は、特別に許可を得ること。）

③ベルト・・・・・・黒で無地のものを着用すること。必ずベルトを着用すること。（極端に広いもの、狭いもの、派手なバックルや金具のついているものは着用しないこと。）

<女子>

①セーラー服・・・・白線が三本入りのものを着用すること。袖のホック、胸あて、タイ帯をはずさないこと。スカートの長さは、ひざが完全に隠れるようにすること。また、ネクタイは、白いものを必ず着用し、短くしないこと。自然にたらしてタイ帯でとめること。タイは結んだりピンなどで留めたりしないこと。また、制服や体操服の下に着用するものは、派手な色でないもの（白、黒、紺、茶、灰

色系統のもの)を着用すること。ブラウスや規定のポロシャツの着用が望ましい。ハイネックなど襟が高くあがるものやフードつきのものは着用しないこと。制服の袖や裾からはみ出さないようにすること。

②ボックス・・・防寒対策として、着用してもよい。希望者が購入等の準備をする。

③ストッキング・・・寒い時に肌色で無地のものを着用してもよい。

<男女共通>

①ポロシャツ・・・ネーム入りの学校指定のものを、夏季に着用すること。夏季の上着は、ポロシャツのみの着用となる。(着用時期については、学校が指示する。)なお、ポロシャツ着用時は、名札をつける必要はない。第2ボタンは必ずとめること。また、ポロシャツの下には白系統のシャツ(下着)を着用すること。

②ソックス・・・色は白とする。またワンポイントの入ったものは許可する。ただし、ライン入りのソックス、ハイソックス、ルーズソックス、くるぶしソックスなどは許可しない。(長さは、「くるぶしが隠れるもの」をめやすとする。)

③その他・・・学生服やセーラー服、またはボックスを脱ぐ場合は、学校指定のポロシャツを着用すること。制服の購入については、本規定を守り各自で購入すること。

(4) 名 札

①名札には、不要なものをつけないこと。

②胸ポケットには、原則、何も入れないこと。

(5) 履 物

①外履き、上履き、体育館シューズの区別をきちんとすること。

体育館シューズに関しては体育館前の緑のマットで履き替えること。

②上履きも含めてかかとに記名し、かかとを踏みつけないこと。

③時々、持ち帰って洗うこと。

④靴箱は、自分のスペース以外の部分を使用しないこと。部活シューズは、部室等各自で管理すること。

⑤生徒は、来客用スリッパを使用しないこと。

⑥外履きは、白色、布製に限る。紐付きのものを使用すること。ラインやワンポイント入り、学校が指定した形以外の靴は使用しないこと。(ハイカット・ミドルカットの靴は認めていない。)

⑦上履きは、甲の所が三角ゴムタイプで白布地にゴムの部分が青系統であること。

⑧体育館シューズは、体育館と武道場でのみ使用する。本校規定のもので学年のカラーを守ること。

(令和4年度 1年生—青, 2年生—緑, 3年生—赤)

⑨部活動で使用する靴は、登下校や体育、総合等の授業では使用しないこと。

管理に関しては、おきっぱなしにせず、自分で責任をもって管理すること。

⑩体育館や武道場の下駄箱は、授業や朝会以外の使用はしないこと。部活用シューズを置かないこと。

(6) ナップサック

①学校が指定したものをを使用すること。

②ナップサックは、黒カバンに入りきらないものを入れて登校するためのものであり、通常日はナップサックのみで登校しないこと。

③ナップサックのみで登校してよいのは、先生が指示した日のみとする。

- ④ナップサックに落書きしたり，キーホルダーなど不要な物をつけたりしないこと。
- ⑤ナップサックを勝手に加工しないこと。

(7) カ バ ン 〈黒カバン〉

- ①学校が指定したものののみ使用すること。(黒カバン，ナップサック以外での登校は認めない。)
- ②名前は，指定場所にのみ書くこと。
- ③カバンに落書きしたり，キーホルダーなど不要な物をつけたりしないこと。
- ④カバンを勝手に加工しないこと。

(8) 体 操 服

- ①学校が指定しているものを使用すること。
- ②朝練習で登校する時や部活動後の下校時での着用をみとめる。
制服の下に着て授業を受けることは認めない。
- ③学校行事，部活動日など学校が定める日では，体操服を着用して登下校してもよいこととする。
- ④ウインドブレーカーは学校指定のものを，希望者が購入し，部活動で着用すること。
また，登下校時の着用を認める。
- ⑤ジャージを切る，名前の刺繍を取るなど，体操服を勝手に加工しないこと。
- ⑥体育以外の授業で，着用を指示された時は注意事項をよく聞き守ること。

(9) 手 袋

- ①白，黒，紺，茶，灰色系統のもので，派手な飾りが無いこと。手袋は，冬季に使用すること。
- ②校舎内で着用しないこと。(特別な場合は許可を得ること。)

(10) マ ス ク

- ①必要に応じて，着用すること。
- ②マスクにいたずら書きをしないこと。

(11) ネットウオーマー

- ①色は白・黒・紺・茶・灰色系統のもの。デザインは，ワンポイント程度で派手ではないものとする。
- ②校舎内で着用しないこと。
※部活動中は使用可(屋外の部活に限る)
※マフラーは使用禁止。